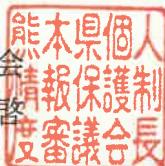


個審議答申第75号  
平成30年3月22日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県個人情報保護制度審議会

会長 馬場 啓



### 要配慮個人情報の収集制限の適用除外について（答申）

平成30年3月1日付け県情文第546号で諮問のあったことについては、類型番号C-9（相談等）を下記のとおりとすることとしたうえで、適当であると判断します。

なお、個別の事務において収集が認められる要配慮個人情報は、当該事務が該当する類型の「収集する要配慮個人情報」欄に掲げる項目のうち、当該事務の目的を達成するうえで必要最小限のものに限られることに留意してください。

### 記

類型番号	類型	収集する要配慮個人情報	収集する理由又は必要性
C-9	(相談等)  相談、要望、陳情、意見、苦情等の中に要配慮個人情報が含まれ、相談等の事務を適切に行うため、当該情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・人種</li><li>・信条</li><li>・病歴</li><li>・社会的身分</li><li>・犯罪の経歴</li><li>・犯罪被害</li><li>・障害</li><li>・健康診断等の結果</li><li>・医師等による指導,診療,調剤</li><li>・刑事案件</li><li>・少年の保護事件</li></ul>	相談、要望、陳情、意見、苦情等の中には、要配慮個人情報が含まれる場合がある。これらの情報については、相談等の事務の目的を達成するために必要な範囲で収集する必要がある。

個審議答申第76号  
平成30年3月22日

熊本県議会議長 岩下 栄一 様

熊本県個人情報保護制度審議会

会長 馬場 啓



要配慮個人情報の収集制限の適用除外について（答申）

平成30年3月5日付け熊議総第202号で諮問のあったことについては、類型番号C-9（相談等）を下記のとおりとすることとしたうえで、適当であると判断します。

なお、個別の事務において収集が認められる要配慮個人情報は、当該事務が該当する類型の「収集する要配慮個人情報」欄に掲げる項目のうち、当該事務の目的を達成するうえで必要最小限のものに限られることに留意してください。

記

類型番号	類型	収集する要配慮個人情報	収集する理由又は必要性
C-9	(相談等)  相談、要望、陳情、意見、苦情等の中に要配慮個人情報が含まれ、相談等の事務を適切に行うため、当該情報を収集する場合	・人種 ・信条 ・病歴 ・社会的身分 ・犯罪の経歴 ・犯罪被害 ・障害 ・健康診断等の結果 ・医師等による指導,診療,調剤 ・刑事案件 ・少年の保護事件	相談、要望、陳情、意見、苦情等の中には、要配慮個人情報が含まれる場合がある。これらの情報については、相談等の事務の目的を達成するために必要な範囲で収集する必要がある。

個審議答申第77号  
平成30年3月22日

熊本県教育委員会 様

熊本県個人情報保護制度審議会

会長 馬場 啓



要配慮個人情報の収集制限の適用除外について（答申）

平成30年3月5日付け教政第1360号の2で諮問のあったことについては、類型番号8（相談等）を下記のとおりとすることとしたうえで、適当であると判断します。

なお、個別の事務において収集が認められる要配慮個人情報は、当該事務が該当する類型の「収集する要配慮個人情報」欄に掲げる項目のうち、当該事務の目的を達成するうえで必要最小限のものに限られることに留意してください。

記

類型番号	類型	収集する要配慮個人情報	収集する理由又は必要性
8	(相談等)  相談、要望、陳情、意見、苦情等の中に要配慮個人情報が含まれ、相談等の事務を適切に行うため、当該情報を収集する場合	・人種 ・信条 ・病歴 ・社会的身分 ・犯罪の経歴 ・犯罪被害 ・障害 ・健康診断等の結果 ・医師等による指導,診療,調剤 ・刑事事件 ・少年の保護事件	相談、要望、陳情、意見、苦情等の中には、要配慮個人情報が含まれる場合がある。これらの情報については、相談等の事務の目的を達成するために必要な範囲で収集する必要がある。

個審議答申第78号  
平成30年3月22日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 松永 榮治 様

熊本県個人情報保護制度審議会  
会長 馬場 啓  


### 要配慮個人情報の収集制限の適用除外について（答申）

平成30年3月5日付け選第205号で諮問のあったことについては、類型番号C-9（相談等）を下記のとおりとすることとしたうえで、適当であると判断します。

なお、個別の事務において収集が認められる要配慮個人情報は、当該事務が該当する類型の「収集する要配慮個人情報」欄に掲げる項目のうち、当該事務の目的を達成するうえで必要最小限のものに限られることに留意してください。

### 記

類型番号	類型	収集する要配慮個人情報	収集する理由又は必要性
C-9	(相談等)  相談、要望、陳情、意見、苦情等の中に要配慮個人情報が含まれ、相談等の事務を適切に行うため、当該情報を収集する場合	・人種 ・信条 ・病歴 ・社会的身分 ・犯罪の経歴 ・犯罪被害 ・障害 ・健康診断等の結果 ・医師等による指導,診療,調剤 ・刑事事件 ・少年の保護事件	相談、要望、陳情、意見、苦情等の中には、要配慮個人情報が含まれる場合がある。これらの情報については、相談等の事務の目的を達成するために必要な範囲で収集する必要がある。

個審議答申第79号  
平成30年3月22日

熊本県人事委員会事務局長様

熊本県個人情報保護制度審議会

会長 馬場 啓



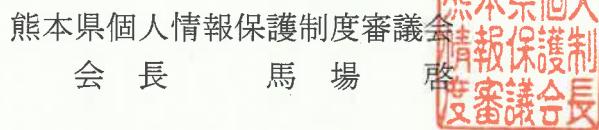
要配慮個人情報の収集制限の適用除外について（答申）

平成30年3月5日付け人委第453号で諮問のあったことについては、適当であると判断します。

なお、個別の事務において収集が認められる要配慮個人情報は、当該事務が該当する類型の「収集する要配慮個人情報」欄に掲げる項目のうち、当該事務の目的を達成するうえで必要最小限のものに限られることに留意してください。

個審議答申第80号  
平成30年3月22日

熊本県警察本部長様



要配慮個人情報の収集制限の適用除外について（答申）

平成30年3月5日付け熊広県第83号で諮問のあったことについては、適当であると判断します。

なお、個別の事務において収集が認められる要配慮個人情報は、当該事務が該当する類型の「収集する要配慮個人情報」欄に掲げる項目のうち、当該事務の目的を達成するうえで必要最小限のものに限られることに留意してください。

個審議答申第81号  
平成30年3月22日

熊本県収用委員会  
会長 斎藤 修 様

熊本県個人情報保護制度審議会

会長 馬場 啓



要配慮個人情報の収集制限の適用除外について（答申）

平成30年3月5日付け熊取第250号で諮問のあったことについては、適当であると判断します。

なお、個別の事務において収集が認められる要配慮個人情報は、当該事務が該当する類型の「収集する要配慮個人情報」欄に掲げる項目のうち、当該事務の目的を達成するうえで必要最小限のものに限られることに留意してください。

個審議答申第82号  
平成30年3月22日

熊本県病院事業管理者  
永井 正幸 様

熊本県個人情報保護制度審議会

会長 馬場 啓



要配慮個人情報の収集制限の適用除外について（答申）

平成30年3月5日付け県病第284号で諮問のあったことについては、適当であると判断します。

なお、個別の事務において収集が認められる要配慮個人情報は、当該事務が該当する類型の「収集する要配慮個人情報」欄に掲げる項目のうち、当該事務の目的を達成するうえで必要最小限のものに限られることに留意してください。

個審議答申第83号  
平成30年3月22日

公立大学法人熊本県立大学  
理事長 五百旗頭 真 様

熊本県個人情報保護制度審議会

会長 馬場 啓



要配慮個人情報の収集制限の適用除外について（答申）

平成30年3月5日付け熊県大第634号で諮問のあったことについては、適当であると判断します。

なお、個別の事務において収集が認められる要配慮個人情報は、当該事務が該当する類型の「収集する要配慮個人情報」欄に掲げる項目のうち、当該事務の目的を達成するうえで必要最小限のものに限られることに留意してください。